令和5年4月1日

令和5年度の翡翠会における特定処遇改善加算の支給について

社会福祉法人 翡翠会 理事長 大越 一博

日頃より、本法人の運営にご理解ご協力を頂き有難うございます。

さて 翡翠会では、勤続 10 年・有資格者 (A グループ) に対して、異動等法人独自の評価を加味した特定処遇改善加算を支給してきましたが、ここ数年職員の資格取得への意欲の高まりと人員の定着により、対象となる職員に変更がありました (別紙資料参照)。令和 5 年度については以下のように支給額の見直しを行います。

本会の支給方法

加算総額から支給していますが、支給方法は法人の任意です。翡翠会では以下の方法で支給致します。 ☆支給対象者…以下の3つの条件全てを満たす職員に支給します

- 1. 常勤であるもの(正職員・日給職員・パート職員は問わない)
- 2. 翡翠会での勤続年数が10年以上のもの
- 3. 以下の資格を有し、その職務を行う者 ※法人が定める研修を受講したものは緩和要件あり

介護:介護福祉士 ※緩和要件:管理者研修

障害:介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士

※緩和要件:サービス管理責任者研修・強行研修

☆支給額…A.基本支給額と B.法人独自加算額の合算を支給します

A. 基本支給額…勤続年数と資格を評価し、それぞれ支給

※但し緩和要件に該当する部分は支給しない

	翡翠会で勤続 10 年以上	有資格者					
介 護	10,000 円→ <u>15</u> , 000円/月	15,000円/月					
障害	20,000 円→25,000円/月	20,000円/月					

B. 法人独自加算…異動経験の有無や役職を評価し、それぞれ支給

異動経験	1 か所…10,000 円→ <u>5,000円/月</u>						
	2か所以上…20,000円→10,000円/月						
役 職	主 任…5,000円/月						
	係 長…15,000円/月						
	課長・管理者以上…20,000円/月						

注意①…職員における資格取得や定着が進んできていることから、<u>令和6年度からは緩和要件を変更また</u>は撤廃する予定です。対象の国家資格を有していない方については、資格取得によるスキルアップをお勧めします。

注意②…本手当は毎月の給与に支給するもので、賞与には反映されません。

今後も本法人へのご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

障害部	"													
	R5.4	法人独自加算		常勤	勤続年数		資格							
		役職分 主任:5000 係長:15000 課長以上:20000	異動2か所以上	異動経験あり		単独10年以上	合算10年以上 (役職のみ)	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 保育士	その他 (サビ管・16人研 修・強行研修)	氏	名	手当総額		
	1	20000			0	25000		20000				75,000		
	2	5000			0	25000		20000				50,000		
	3	20000	10000		0	25000						55,000		
	4	20000	10000		0	25000		20000				75,000		
	5			5000	0	25000						30,000		
	6				O/P	25000		20000				45,000		
	7	20000	10000		0	25000		20000				75,000		
	8				0	25000						25,000		
	9	5000			0	25000		20000				50,000	財源	(月)
													¥۷	173,000
												480,000	平均	9
													¥	53,333
介護部	門													
	R5.4	法人独自加算		常勤	勤続年数		資格							
		役職分 主任:5000 係長:15000 課長以上:20000	異動2か所以上	異動経験あり		単独10年以上	合算10年以上 (役職のみ)	介護福祉士	その他 (管理者研修)	氏	名	手当総額		
	1	20000		5000	0			15000				40,000		
	3	5000		5000	0	15000		15000				40,000	財源	(月)
	4			5000	0	15000		15000				35,000	¥	127,500
												115,000	平均	
													¥	38,333